議案第57号

上尾市民体育館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制 定に係る意見の申出について

上尾市民体育館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、市長に意見を申し出る。

平成24年11月21日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄二

上尾市民体育館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 上尾市民体育館条例の一部を改正する条例(平成24年上尾市条例第20 号)の一部を次のように改正する。

別表の改正規定を次のように改める。

別表中「(第12条関係)」を「(第15条関係)」に改め、同表1の表中「団体貸切り使用料」を「団体利用の場合の利用料金」に改め、同表使用料の額の欄中「使用料」を「利用料金」に改め、同表弓道場の項の次に次のように加える。

	会議室兼スタジオ	600	600	600	600	2,400
--	----------	-----	-----	-----	-----	-------

別表1の表会議室の項を次のように改める。

別表1の表備考第4号中「及び会議室」を削り、「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考第6号及び第7号中「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考に次の1号を加える。

10 準備作業その他の特別の事由があり、かつ、体育館の管理上支障がないと指定管理者が認めて1時間を単位に許可した場合における利用料金の額は、超過する利用時間1時間当たり、この表に掲げる利用区分/利用単位の区分(会議室スタジオ及び庭球場の区分を除く。)に応じ、それぞれ同表の午前の欄に掲げる利用料金の額(第6号又は第7号の規定が適用される場合にあっては、それらの規定を適用した額)の3分の1に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

別表2の表中「個人使用料」を「個人利用の場合の利用料金」に改め、同

表使用料の額の欄中「使用料」を「利用料金」に改め、同表アリーナ、卓球室、体力相談室兼トレーニング室、柔道場及び剣道場の項中「アリーナ、卓球室、体力相談室兼トレーニング室、柔道場及び剣道場」を「アリーナ、卓球室、柔道場及び剣道場」に改め、同項の次に次のように加える。

体力相談室兼トレー ニング室 一般・学生 1回につき250

別表2の表に次のように加える。

附属設備 市長が別に定める額

別表2の表備考中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、同表備 考第5号中「使用料」を「利用料金」に改め、同号を同表備考第3号とし、 同表備考中第6号を第4号とし、第7号を第5号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

上尾市民体育館の効果的な運営と利用者サービスの向上に資することを 目的に、準備作業等の料金区分の設定について規定を整備するため、地方 教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第 29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。